

大学図書館へのいざない

「あなたはひと月にどのくらい大学図書館を利用しますか？」

まず、この問いを皆さんへ問いかけてみたいと思います。図書館の利用目的には、読書や情報検索、DVD の視聴、試験勉強、レポート執筆、プレゼンの発表練習、ちょっとした休息など、さまざまな目的があるかと思います。ここでは、読書に視点を据えてみましょう。

文化庁が 2023 年度（令和 5 年度）に発表した「国語に関する世論調査」によると、調査をした 6,000 人のうちの約半数（62.6%）が「1 ヶ月に 1 冊も本を読まない」（電子書籍は含み、雑誌や漫画は除く）との回答がありました。また、学業が本分である大学生でさえも、約 45%以上が 1 日の読書時間が“ゼロ”であるという別の調査結果もみられます（全国大学生生活協同組合連合会「第 60 回学生生活実態調査」）。残念ながら、こうした、いわゆる“読書ゼロ”の傾向は今後も加速していくものと懸念されます。

続けて問います。「皆さんの居住する地域や地元には、図書館はありますか？」 おそらく、日本国内の都道府県や多くの市町村単位で、自治体が設置する公立図書館が設置されていると思いますが、必ずしも法律でその設置義務が定められているわけではありません。また当然ですが、それらは無料で利用することができます。では、「何故に自治体は、公立図書館を設置するのでしょうか？」 同じ社会教育施設である博物館は、必ずしもすべての自治体に設置されているわけではなく、しかも利用にあたってはほとんどの館が有料となっています。私自身は博物館の役割も重視しているのですが、現況を見る限り、各自治体では図書館の設置・運営をより優先していることは明らかでしょう。

また、地方自治法では、議会は議員の調査研究のため図書室を置き、そこに刊行物等を保管すること、一般の人も図書室が利用できるということが明記されています。つまり、地方自治においては図書館が重要であるということです。

大学については、大学設置基準の中で、大学は規模に応じ、教育研究に支障のないよう教室、研究室、図書館など必要な設備を備えた校舎を有するものとされ、図書館の設置が義務付けられています。これはまさしく、大学という高等教育機関において、図書館が必要不可欠であるということではないでしょうか。

本学の使命である「知の伝達・知の創造・知の発信」の一翼を担う附属図書館には、膨大で貴重な文献やデータという文化・情報資源を有しています。また、図書館にはレファレンス・サービスのエキスパートである図書館職員（司書）という人的資源があります。大学生活における多種多様な問いや課題と向き合うには絶好の場所であることは言うまでもありません。冒頭の問い「あなたはひと月にどのくらい大学図書館を利用しますか？」に戻りますが、4年間という人生のかけがえのない時間の中で、利用しないなんて、もったいないではありませんか。

読書最も能（よ）く人を移す。畏（おそ）るべきかな書や。 吉田松陰
（読書は人間を大きく変える力があるものだ。本の力は偉大である。）

附属図書館長 八幡 浩二